

JAL闘争を支える京都の会News

No.22

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX:075-531-3856 E-mail:komai123@kfa.biglobe.ne.jp

こんなことがあって良いのか！

判決前に元最高裁判事が JALの社外取締役に天下り！

現在 J A L は、2つの解雇事件のほかに、契約制客室乗務員の雇止め事件（最高裁）、組合潰しを狙った整備子会社の事業閉鎖事件（地裁）、不当労働行為命令を不服として都労委を相手取った行政訴訟（地裁）と、5つの裁判を抱えています。特に2010年12月31日に実施された解雇事件（165名）は原審原告148名という大型解雇事件で注目されています。

こうした中、昨年3月29、30日の地裁判決を前に、元最高裁判事の甲斐中辰夫氏が2月1日付でJ A L の社外取締役に就任していました。最高裁といえば司法権の最高機関です。なのに、こうした人事がまかり通り“裁判には無関係”と誰が言いきれるのでしょうか？元最高裁判事がJ A L の裁判を知らないはずがありません。目的を持たない人事などあり得ません。J A L 経営陣になんらかの疑惑があったと言わざるを得ません。

経済産業省から原発メーカーへの天下り、厚生労働省から製薬会社への天下り、国土交通省から建設会社への天下りなどなどによって、国の政策が大きく歪められてきました。また、郵政においては、ふるさと小包などを発注する関連会社、区分機の機械メーカー（東芝、日立など）、郵政に物品を納入する会社などへの幹部の天下りによって経営が大きく歪められてきました。今回も「またか」という思いです。

しかし私たちは、このようなJ A L 経営陣の攻撃に負けてはいられません。国民的大運動によって高裁での勝利判決を必ず勝ち取りましょう。



（ウラ面もご覧ください）

これが「ブラック企業」 JALだ!!

長時間過密労働

希望退職、そして不当な整理解雇。その後も相次ぐ社員の流出。大幅な人員不足に陥ったJALの客室乗務員。会社は1000名を超える新人を採用するも、職場の稼働は上がるばかり。その結果、3月には、年間乗務時間制限に迫る乗務員が次々と。

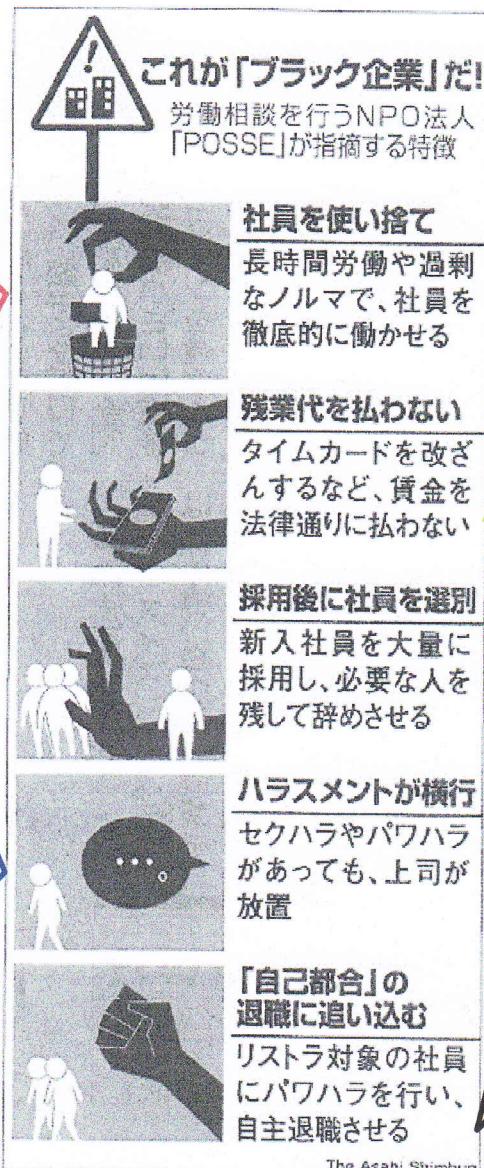
乗務時間制限は、疲労の蓄積など安全を考慮して定められたもの。まさに長時間過密労働の実態が表れています。

パワハラ面談は違法

長時間の面談でパワハラの退職強要を受けた契約制客室乗務員。東京地裁も高裁も「パワハラ面談」を違法として慰謝料を支払えとの判決を下しています。

以下判決文より、管理職の「暴言」を紹介します。

- 「もう飛ばないでお辞めいただいて良かったんですよ」
- 「飛びたいからしがみついているだけ」「いつまでしがみつくつもりなの」
- 「もう猶予はないの」「懲戒免職になった方がいいですか」
- 「若年性痴ほう症じゃないかと疑うくらい、物事を覚えていないんだから」



2013年5月23日付「朝日新聞」

日々サービス残業

出発時刻1時間半前出社。室乗務員の職場では、乗務開始までに必要な時間を定め、出社時刻(勤務開始時刻)をこうした形で指示します。しかし、会社が定めた時間では、出発準備ができません。結果、毎日毎日、勤務開始時刻以前のサービス残業がつきもので

乗務外して退職強要

希望退職募集の際、空白の勤務表を配り乗務はずし。そして、面談と称して退職勧奨。

整理解雇の前段で違法な退職強要が、客室乗務員やパイロットに対して行われました。また労組が、整理解雇の中止を求めてスト権投票を始めると、脅しをかけて不当介入をするなど、異常な対応が続けられました。

裁判 客室乗務員…9月12日(木)10:00～16:30 101号法廷

パイロット……9月26日(木)午前・午後 101号法廷

みんなで成功させよう！

10月25日 勝利に向けて大集会「10.25勝利への決意！」

18:00開場 18:30開演 文京シビックホール